

平成23年11月21日

「三重の木」認証事業者 様

「三重の木」利用推進協議会
事務局
三重県木材協同組合連合会

「三重の木」認証事業者への支援事業の第三次募集について

涼秋の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の事業活動に対して、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業につきましては、第二次募集を10月末日まで行い、審査の結果、一次二次あわせて42件が採択されました。

つきましては、残りの3件分を下記のとおり再募集致しますので、大工・工務店・建築設計事務所及び製材工場など「三重の木」認証事業者が連携して「三重の木」を利用して住宅を建てたいといった消費者ニーズに対応する事業を実施しようとする事業者は、所定の書式に必要書類を添付の上、申請期限までにお申し込み下さい。審査の上、書類の整っているものについて、先着順に採択させていただきますのでご了知下さい。

記

1. 「三重の木」認証事業者の消費者等への広報に関する取組支援事業

(1) 補助対象

大工・工務店、建築設計事務所、製材工場など「三重の木」認証事業者が連携して「三重の木」を利用したい消費者に対する住宅見学会や住宅相談会の開催、住宅フェアへの出展、パンフレット・チラシの作成などの取組で審査の決定日以降に実施する事業が補助の対象となります。

原則として3認証事業者以上が連携して取り組む取組（グループ）に補助金が交付されますが、新聞、雑誌等の広報に関する取組とパンフレット、チラシ、ホームページ等の作成については、2認定事業者でも可となります。

(2) 補助額

補助対象事業費の10/10とし、1取組（グループ）当たり補助金の

上限は、10万円です。

(3) 補助対象経費

- ①印刷費（研修会や勉強会等の資料、パンフレット、チラシの印刷）
- ②広告料（新聞広告、雑誌広告等の経費）
- ③報償費（研修会・勉強会の講師等に対する謝金）
- ④使用料及び賃借料（研修室、体験ツアーのバス代等の借料等）
- ⑤需用費（消耗品費等）
- ⑥旅費（講師の旅費）
- ⑦役務費（通信運搬費、手数料）

(4) 申請方法

- ①申請期限 第三次募集 平成24年1月末日まで
- ②申請方法 交付申請書（様式第1号の1）に必要事項を記載の上、関係書類を添付して、「三重の木」利用推進協議会宛に提出する。

<注1>申請書類を審査の上、実施対象者を決定しますが、実施対象者の重複を避けるため、調整を行う場合もあります。また、希望者が予算に満たない場合は、再募集致します。

<注2>飲食費、実施者の賃金等は補助対象経費から除きます。

<注3>広報（パンフレット、チラシ、新聞広告等）の取組の経費が補助の対象となるのは、「三重の木」認証制度を普及する内容が全体の1/3以上を占める場合に限りです。

<注4>実施要領、交付申請書等は、当協議会のホームページからダウンロードしてご利用下さい。